議事要旨(2) 論点整理「過年度遡及修正に関する論点の整理（案）」について

新井常勤委員より、これまでの検討の経緯及び本日公表の議決を予定している旨の説明がなされた。

引き続き五反田屋専門研究員より「過年度遡及修正に関する論点の整理（案）」について前回の委員会からの変更点等につき、主に下記の説明が行われた。

- 個別財務諸表における過年度遡及修正の適用上の論点に関連して、非上場会社で証券取引法（金融商品取引法）により連結財務諸表を公表している会社の取扱いについては、上場会社と同様に取り扱われるとの考え方について明記した。
- 会計方針の首尾一貫性についての記載において、会計年度の中途で会計方針の変更を行わざるを得ない場合について「合併」などのケースが示されているが、このようなケースは合併に限らないことから「組織再編」という記載に変更した。

委員等からの主な意見等については下記のとおりである。

- 論点１において「我が国と国際的な会計基準とではそもそも損益計算書の表示方法が異なっており、」との記載があるが、ここは「一部異なっている部分がある」という記載に変更すべきであるとの意見があった。事務局からは指摘の内容で修正することが説明された。
- 報告事業体の変更に関して、「特定の子会社を変更する場合」との記載があるが、これはどのようなものであるか確認がなされた。事務局からは「有効な支配従属関係が存在しない場合」と考えられていることが説明され、この点については補足説明を加えることとされた。
- 廃止事業の報告に関しては範囲の設定が重要であり、スクラップアンドビルドの活発な企業などでは実務的な影響が大きいため、今後の議論を慎重に行うべきであるとの意見が示された。
- 過年度遡及修正は重要なテーマであるが、開示制度や監査制度にも密接にかかわり、企業の経営活動にも影響があると考えられるため、諸論点については十分に周知をはかりつつ検討するべきであるとの意見が示された。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者13名全員の賛成により、本論点整理の公表が承認された。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。